

令和 7 年度第 15 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 11 月 4 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4069〕

① 件名

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更（議員報酬等の支給）について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

宮城県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）では、議会議員及び役員（以下「議会議員等」という。）を置き、支給制限処分等に対する審査請求に係る議会への諮問について答申し、処分の対象となる職員の退職手当に関して決定を行うなど、重責ある業務を担っているが、議会議員等に対する報酬等は宮城県市町村職員退職手当組合規約（昭和 37 年規約第 3 号）に基づき、これまで支給を行っていない。

一方、毎年度、各構成団体の収支精算額の状況を勘案しながら負担金制度について検討した上で議会に付し、方針を決定する必要があることに加え、定年延長や新規加入による職員数の増加、運用基金の拡大等に伴い、組合設立当時と比較して負担金等の検討事項に対応する必要があることから、議会議員等の業務についても増加・複雑化している。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 10 月、組合長から当該規約の変更について協議の依頼があった。

【目的】

議会議員等に対して報酬等を支給するため、規約を変更することについて市議会の議決を経た上で、組合構成団体の協議を行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 10 月 宮城県市町村職員退職手当組合長から構成団体へ当該規約の変更について協議

⑤ 主な内容

規約中、以下の変更を行う。

- (1) 組合の議会議員に報酬を支給しない旨の規定を削除する。
- (2) 組合の役員（組合長及び副組合長）に給料を支給しない旨の規定を削除する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

本市の事務負担及び財政負担への影響なし。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市を除く県内 34 市町村及び一部事務組合も本市と同様に対応予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 7 年 12 月 市議会第 4 回定例会に宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について提案

令和 8 年 1 月 議決書抄本及び協議書を組合へ提出

4 月 宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約施行

(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)

⑨ その他